



化審法概論Ⅱ：一般化学物質等のリスク評価制度 および製造数量等届出制度

～数量届出制度について～

NITE講座2024 化学物質管理 ～基礎と実務のための関連法規制について～
2024年12月13日(水) No.10 後半

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター 化学物質同定課

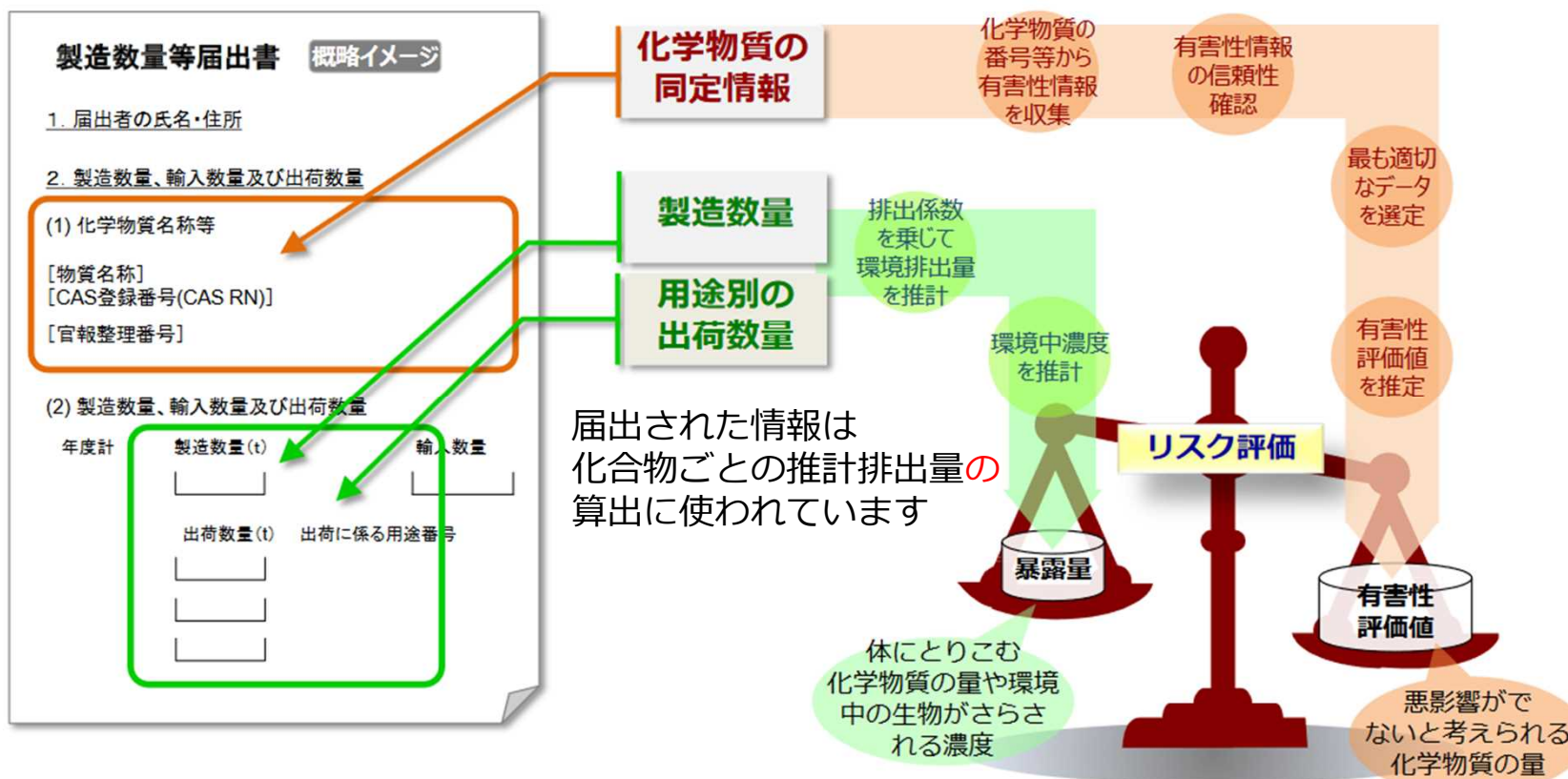
本日の講演内容

1. 化審法の製造輸入数量届出制度
2. 届出物質と用途番号
3. 届出の記載項目
4. 参考情報



1. 化審法の製造輸入数量届出制度

化審法の製造輸入数量届出制度は、一般化学物質、優先評価化学物質及び、監視化学物質について、毎年度一定数量以上製造・輸入した事業者に対し、その製造輸入量の実績数量を届出してもらう制度です



- 数量届出の対象物質

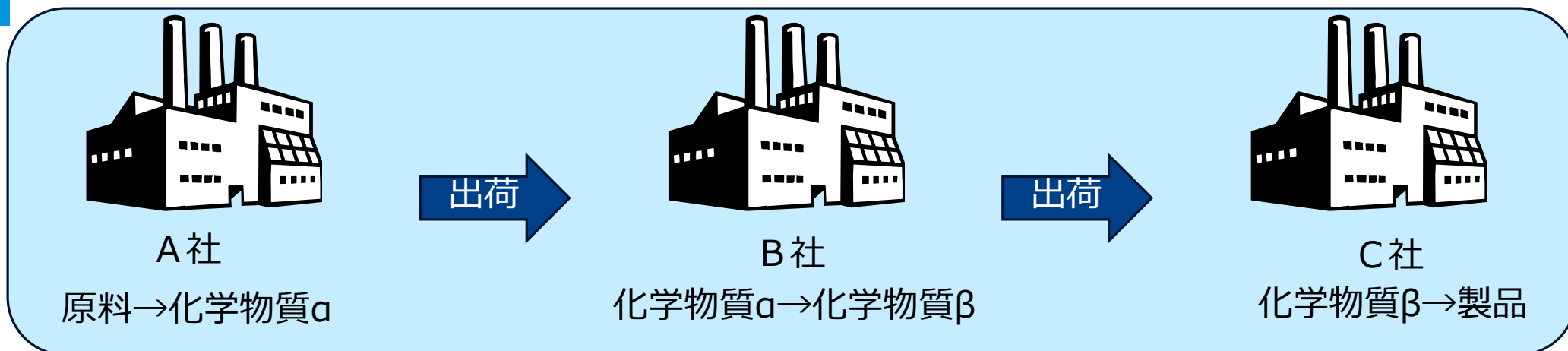
化審法における化学物質の区分	届出対象となる製造・輸入量
一般化学物質 (既存化学物質、旧第二種監視化学物質、旧第三種監視化学物質、新規公示物質、特定一般化学物質、優先評価化学物の指定を取り消された物質、判定済みかつ未公示の新規化学物質、特定新規化学物質)	1t以上
優先評価化学物質	
監視化学物質	1kg以上
第二種特定化学物質	

届出する情報

- ① 物質情報：名称、識別番号（化審法番号、CAS登録番号等）
- ② 数量情報：製造量、輸入量、出荷量
- ③ 用途情報：化審法の用途番号、用途毎出荷量
- ④ 都道府県情報（優先・監視のみ）：製造地と出荷先の都道府県番号



2. 届出物質と用途番号



化学反応が起きている場合、
**A社は
化学物質αの数量届出が必要**

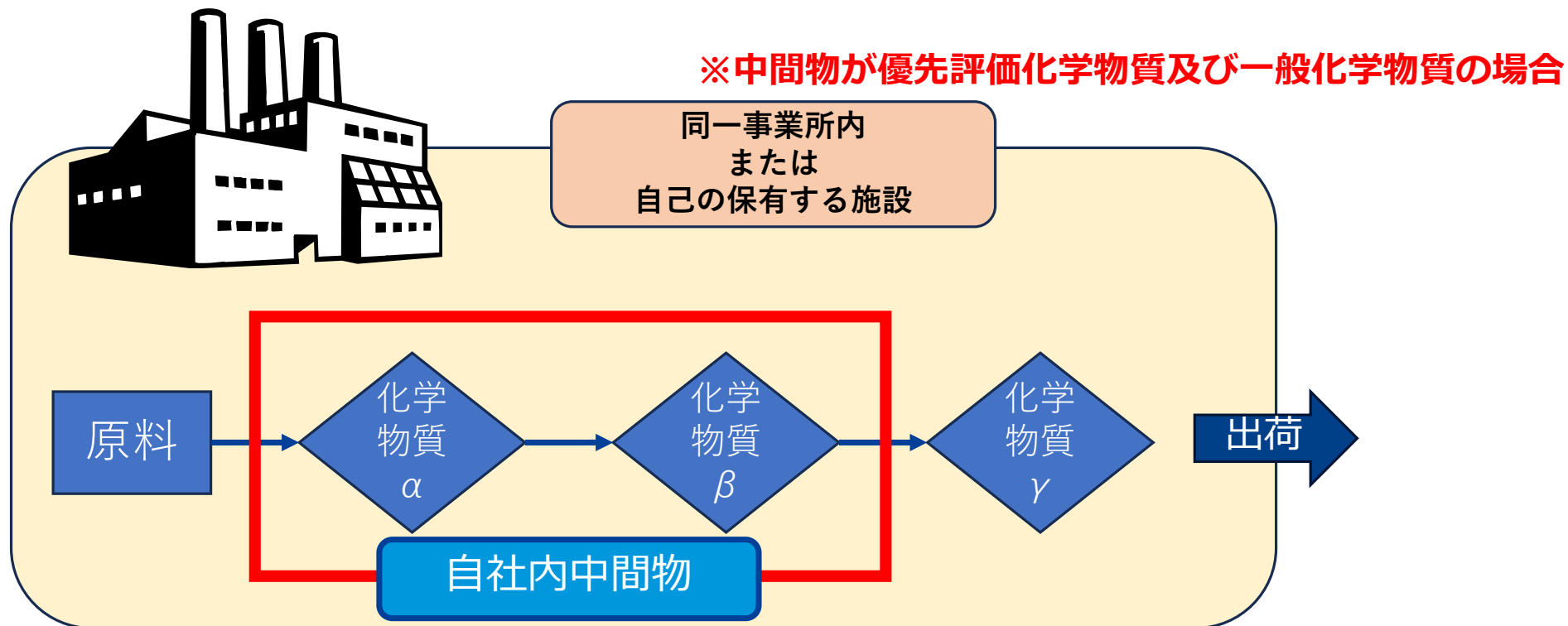
※精製等で化学反応を起きている場合
は数量届出対象外

化学反応が起きているため、
**B社は
化学物質βの数量届出が必要**

化学反応を起こさずに製品とする場合
化審法の数量届出対象外
**C社は
数量届出が不要**

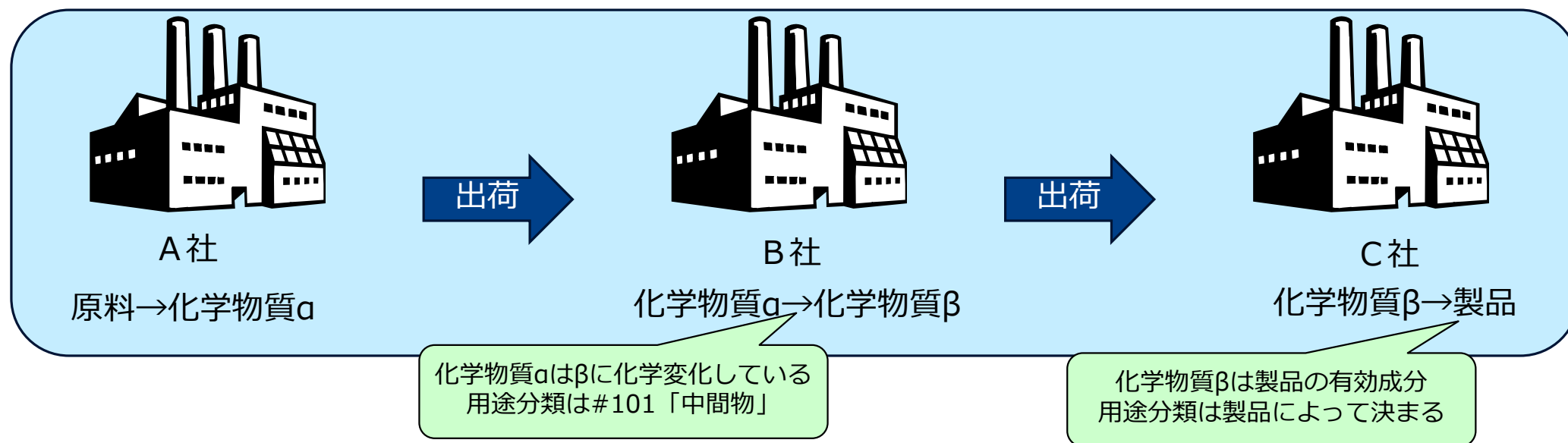
※自社内中間物の届出は不要（次ページで解説します）

自社内中間物は化審法の数量届出対象外



化学物質α・βは自社内中間物に該当するため、数量届出の対象外

化学物質を出荷している場合
出荷先の用途を把握する必要があります



A社
用途番号：101「中間物」として
化学物質aを届出

B社
製品に応じて、
それぞれの用途ごとに出荷量を分けて届出

➤化審法 用途分類資料保存場所

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/youtobunrui.html>

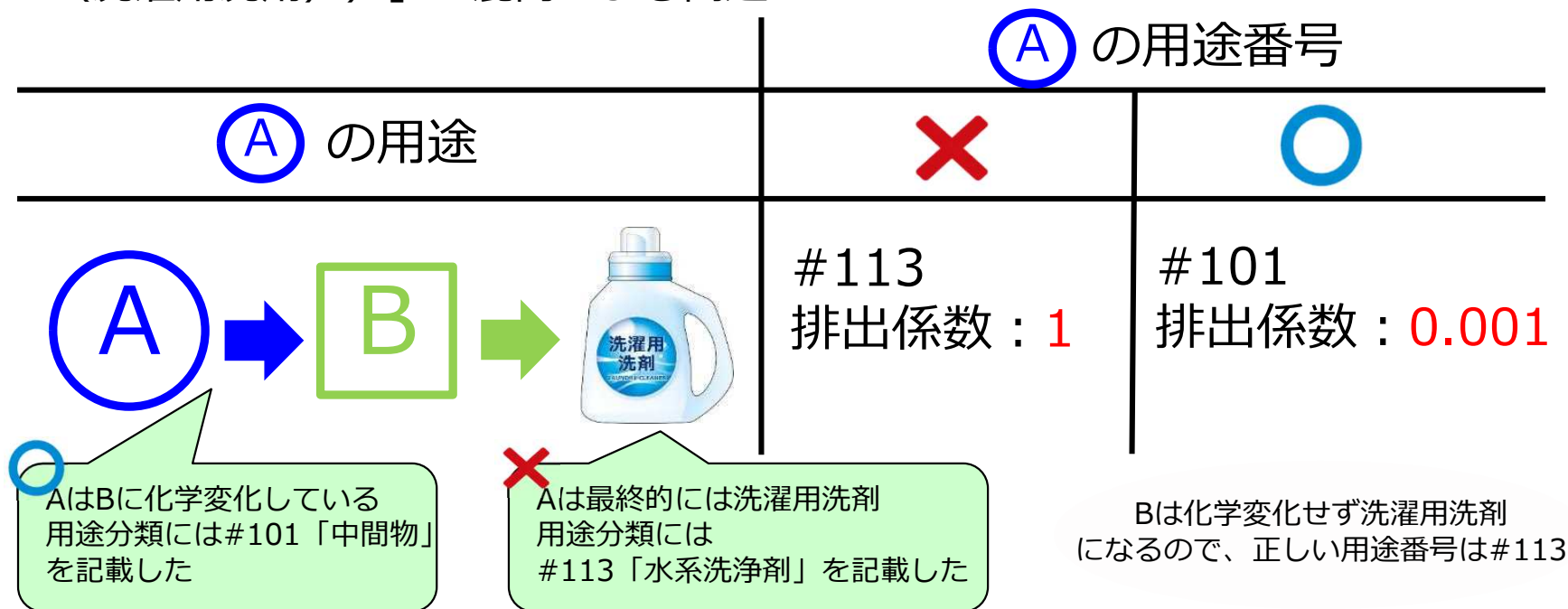
➤化審法 用途分類解説資料

各用途分類の定義や説明が詳細に記載されています。

(詳細用途番号まで記載されていますが、
一般化学物質の場合、詳細用途番号までは必要ありません)

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotokaisetsu.pdf>

★用途番号「101（中間物）」と「113（家庭用・業務用の水系洗浄剤（洗濯用洗剤）」の混同による間違い



用途の届出間違いで、排出係数・排出量が1000倍変わってしまうスクリーニング評価やリスク評価に大きく影響する可能性がある

用途の届出を正確に行うことが重要！

化審法の推計排出量は

出荷量×排出係数

(スクリーニング評価・難分解性物質の場合)

出荷量が1,000tの推計排出量は

#101 $1,000 \times 0.001 = 5t$ ・・・暴露クラス **5**

#113 $1,000 \times 1 = 5,000t$ ・・・暴露クラス **2**

用途分類#101と#113とでは
推計排出量が**1000倍**変わる

暴露クラスも3クラスの差が出る

用途番号を間違えてしまうと
化審法のスクリーニング評価及びリスク評価に大きな影響
を与えてしまう

用途の届出を正確に行うことが重要！

排出係数

#101「中間物」 : 0.001

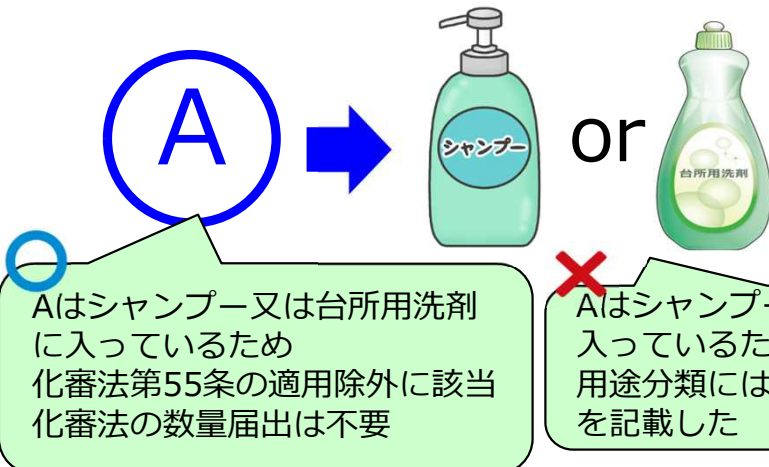
#113「水系洗浄剤」 : 1

暴露クラス	総推計環境排出数量
クラス1	10,000t超
クラス2	1,000t超 - 10,000t未満
クラス3	100t超 - 1,000t未満
クラス4	10t超 - 100t未満
クラス5	1t超 - 10t未満
クラス外	1t以下

		有害性クラス					
		強		弱			
		1	2	3	4	外	
暴露クラス	大	1	高	高	高	高	外
	2	高	高	高	中	外	
	3	高	高	中	中	外	
	4	高	中	中	低	外	
	小	5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	

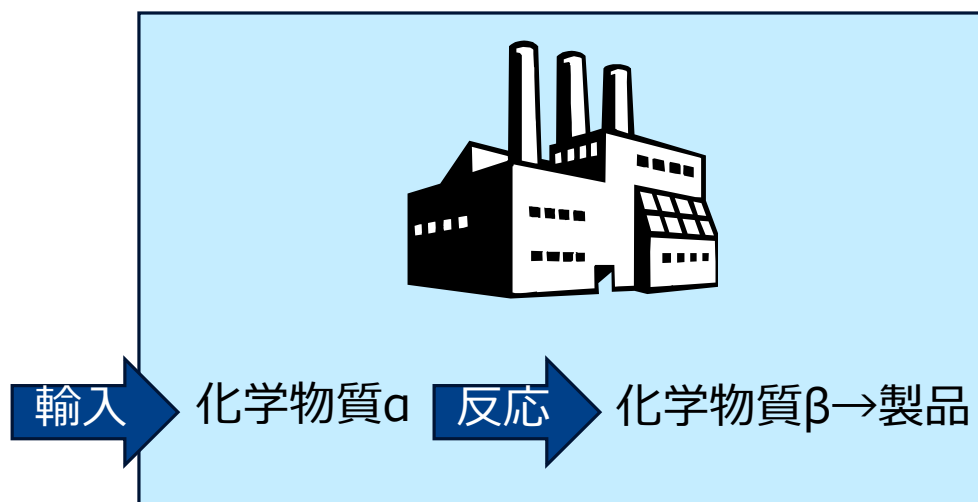
用途に関する届出の注意点（2）

★用途番号「113（家庭用・業務用の水系洗浄剤（洗濯用洗剤））」と化審法適用除外（化審法届出不要）の混同による間違い

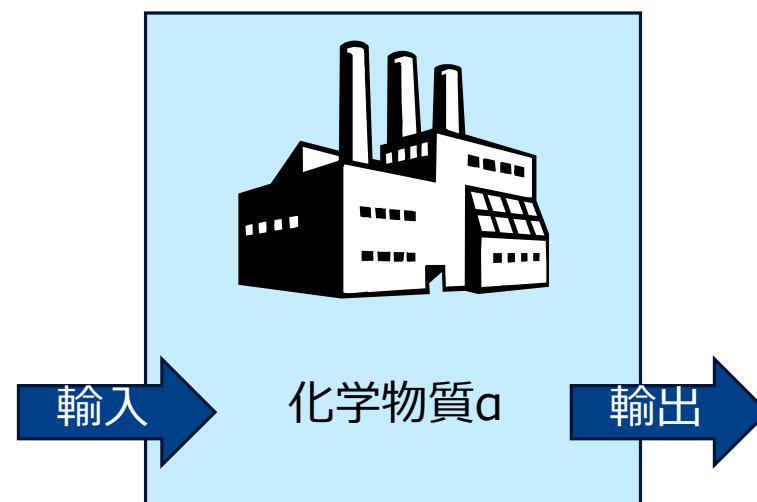
	A の用途番号	
A の用途	×	○
 <p>Aはシャンプー又は台所用洗剤に入っているため 化審法第55条の適用除外に該当 化審法の数量届出は不要</p>	<p>#113 排出係数：1</p>	<p>化審法適用除外 （化審法届出不要）</p>

化審法関連の規制の適用除外（第55条）より、
薬機法における「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「医療機器」、「再生医療等製品」
食品衛生法における「食品」、「添加物」、「容器包装」、「おもちゃ」、「洗浄剤（台所用洗剤）など」、
農薬取締法における「農薬」、
肥料の品質の確保等に関する法律における「普通肥料」、
飼料安全法における「飼料」、「飼料添加物」
 等の特定用途に当該化学物質が用いられる場合については、**届出の必要はありません。**

- ・ 化審法数量届出対象の化学物質を輸入した時点で数量届出（輸入）が必要になります



化学物質aとβの数量届出が必要
化学物質aの用途は# 101「中間物」
化学物質βの用途は製品による



化学反応を起こさずに輸出している場合でも数量届出の対象となります。
用途分類は# 199「輸出用」となる

※製品を輸入している場合は、数量届出は不要です



3. 届出書の記入項目

届出書の記入項目（物質情報）

一般届出の様式

(1)化学物質名称等

【③製造・輸入した一般化学物質の名称と番号】

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称]

ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

製造・輸入した化合物の構造がわかる名称 (IUPAC名称、CAS登録名称等) を記載してください

[CAS登録番号(CAS RN)]

7	5								-	0	9		-	2
---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	---	---

CAS 登録番号 (CAS RN®) を把握している場合は必ず記載してください

【④製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号】

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1]

ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

届出物質に該当する官報整理番号及び官報公示名称を記載してください

※優先評価化学物質や優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質の場合は、官報に掲載された優先評価化学物質の名称を記載してください

[官報整理番号1]

2		-	3	6									
---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

【⑤製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号】

7							
---	--	--	--	--	--	--	--

物質管理番号には優先評価化学物質の通し番号を記載してください

【⑥高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)】

<input type="checkbox"/>

化審法の高分子化合物に該当する場合は「○」を記載してください

化合物毎 (CAS 登録番号毎等) に届出書を作成してください

「物質名称」には製造・輸入した化合物の構造がわかる名称（IUPAC名称、CAS IN等）を記載してください。

物質名称は一般化学物質の届出に優先評価化学物質が紛れていないか確認する際にも活用しています

※IUPAC名称やCAS名称以外の名称でもOK

アルキルかアルケニルか
直鎖か分枝か

例
官報公示番号：7-97
官報公示名称：ポリオキシアルキレン (C 2 ~ 4, 8) **モノアルキル (又はアルケニル)** (C 1 ~ 2 4) エーテル (n = 1 ~ 1 5 0)

炭素数を明確に

物質名称の例としては

- ポリオキシアルキレン (C 2) モノ直鎖アルキル (C = 8、10、12、14、16、18) エーテル
- ヤシアルコールのエトキシ化物

NG例 (数量届出の照会対象となる可能性)

- 化学構造を特定できない官報公示名称
※化学構造を特定できる官報公示名称はOK
- 商品名

注意が必要な名称の例 (数量届出の照会対象となる可能性が高い)

- 一般化学物質と優先評価化学物質の両方を含む名称
- 官報公示名称と部分一致の名称

一般届出の様式

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位:t)

西暦 年度実績値

年度計

⑦製造・輸入合計数量(t)	⑧製造数量 (t)	⑨輸入数量 (t)
200	100	100

⑩出荷数量(t)	⑪用途番号	⑫具体的用途 ()
100	1 0 1	()
50	1 0 2	具体的用途 ()
50	1 0 3	具体的用途 ()

製造・輸入の実績年度
(届出年度から1年差し引いた年度)

単位にご注意ください
一般化学物質の数量の単位は (t)

用途番号109「その他の溶剤」
または
用途番号198「その他の原料、その他の添加剤」
を選択した際は⑫具体的用途を記載してください

用途番号198「その他の原料、その他の添加剤」を選択する前に用途分類解説資料を確認して、適切な用途番号を記載してください

※優先・監視のみ

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地
埼玉工場：埼玉県さいたま市〇×区1-2-3

優先届出の様式

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

⑨ 都道府県番号	⑩ 製造数量 (t)	⑪ 国・地域番号	⑫ 輸入数量 (t)
0 1 1	20,000 <small>(t)</small>	1 0 5	50,000 <small>(t)</small>
0 1 2	5,000 <small>(t)</small>	1 1 8	10,000 <small>(t)</small>

(3) 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	⑭ 用途番号	⑬ 出荷数量 (t)
0 1 3	1 1 3 - a ⑮ 具体的用途 ()	500 <small>(t)</small>
0 1 4	1 1 3 - a 具体的用途 ()	500 <small>(t)</small>

日本国内で製造している場合は、
事業所の名称と都道府県及び所在地を記載してください

単位にご注意ください
 優先評価化学物質の数量の単位は **(t)**
 監視化学物質の単位は **(kg)**

複数の都道府県で製造、
または、
複数の国・地域から輸入している場合は
箇所数に応じて記載してください

同じ用途番号でも、
詳細用途番号が異なる場合や
複数の都道府県に出荷している場合は
それぞれの場合に分けて記載してください



4. 参考情報

➤ 化審法 製造数量等届出書の記載要領

「7. その他の留意事項」によくある間違いや届出の必要がないものについて記載があります
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2024FY.pdf

➤ 一般化学物質及び優先評価化学物質の届出等の変更に係るQ&A

現行の届出制度に関するQ&Aが掲載されています
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/19info/qa_t190329.pdf

➤ 化審法 運用通知

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf

➤ 既存化学物質 6類の用語の定義（PDF）

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile_list.action?tpk=32788&ppk=528&kinou=340&type=ja

➤ 既存化学物質 7類の用語の定義（PDF）

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile_list.action?tpk=32787&ppk=528&kinou=340&type=ja

➤ 化審法Q&A

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/question.html